

地域コミュニティの見直しについて（第7条関連）

委員意見	意見に対する考え
<p>○子供さんが居てもオンラインで地域の会合に参加できるような、何か柔らかな雰囲気というか、現在の状況に合わせて条例の文言を追加していく必要があるのではないかと。</p>	<p>○第7条第4項の逐条解説の記載内容見直しを検討。 （地域コミュニティ活動への住民参加の機会の確保について規定）</p> <p>条例の「地域住民の参加及び協力の機会を確保し」の取組例示として、「地域の会合にオンラインで参加」という趣旨の文言の追加を検討する。</p>
<p>○自治会を中心とした地域のつながりというのは、災害支援などに取り組んでいる中でも基本的に一番大事だと思うので、中心に置かれるべきだとは思いますが、一方で地域に入りづらい状況もあるような気もする。</p> <p>自治会の会合に参加出来なくてもオンラインで参加できるとか、もう少し多様化した考え方がこの条例の中には必要になってくるのではないかと。</p>	<p>○第7条第4項の逐条解説の記載内容見直しを検討。 （地域コミュニティ活動への住民参加の機会の確保について規定）</p> <p>条例の「地域住民の参加及び協力の機会を確保し」の取組例示として、「地域の会合にオンラインで参加」という趣旨の文言の追加を検討する。</p>

<p>○移住者支援にも取り組んでいるが、移住者の中には最初は自治会に入っていない方もいる。その移住者を置いたままで、今の地域コミュニティのメンバーでやっっていこうとなると、「市民が主体のまちづくり」という点ではその根本が少しずつれてくる気がする。</p> <p>そのような移住者にも最終的には地域に協力、自治会に加入してもらわないといけないという中でも、加入の一步手前という考え方が必要ではないか。</p>	<p>○第7条第4項の逐条解説の記載内容見直しを検討。 (地域コミュニティ活動への住民参加の機会の確保について規定)</p> <p>条例の「地域住民の参加及び協力の機会を確保し」の取組例示として、「地域の会合にオンラインで参加」という趣旨の文言の追加を検討する。</p>
<p>○NPO法人自体も地域コミュニティには該当しないと思うものの、一方で、NPO法人の活動がまちづくりに当てはまらないとなるとおかしい。</p> <p>概念的には地域コミュニティがもう少し広くてもいいのではないかと思うし、当然、「加入し」という記載は必要であると思う。「加入」ということよりも、何かもう少し広く考えていく必要があるのではないか。</p>	<p>○NPO法人は、第3条の定義により「市民」に該当する。</p> <p>また、第3条で「まちづくり」を「住みよい地域社会をつくるためのあらゆる取組をいう。」と定義しており、NPO法人の活動についても、まちづくりに当てはまるものであると考える。</p>
<p>○地域コミュニティという言葉を見ると「校区内」のことであると考えている。</p>	<p>○第3条の定義や本条例の別条で使用されている「地域」から考えると、本条例における「地域」の範囲については、「各小学校」や「各地区公民館」が担当するエリアが概ね最大の範囲であると考えられる。</p>

【整理結果】

- 本条例において、市民は「住民＋通勤・通学者＋事業活動を行う個人・法人・団体」と規定。
- NPO法人は市民に位置付けられている。
- 本条例において、まちづくりは「住みよい地域社会をつくるためのあらゆる取組をいう」と規定。



- 以上のことから、NPO法人の活動についても、まちづくりに当てはまるため、現在の条例の組立のままで対応は可能である。
- しかしながら、地域コミュニティと未加入の移住者等との関係性については、新しい時代を背景とした関係性が求められている。
- そこで、地域の会合へのオンライン参加など、地域の活動に参加しやすい雰囲気作りに努めていくということを丁寧に説明するため、条例逐条解説（第7条）に趣旨を踏まえた文言を追加する。